

# 【はじめにお読みください】

## 幼児教育・保育の無償化について

### 1 制度の概要

幼稚園の入園料・保育料、預かり保育の保育料が無償化の対象となります。

制度の概要は次の（１）（２）のとおりです。

（１）⇒ 幼稚園に在籍している方は全員が対象（全員、書類の提出が必要）

（２）⇒ 預かり保育を利用する方で「保育の必要性の認定」の要件に該当する方のみ対象  
（該当する方のみ、書類の提出が必要）

#### （１）入園料・保育料（幼稚園に在籍している子ども全員が対象）

金額：月額25,700円を上限に無償化

対象者：満3歳から5歳児（小学校入学前まで）までの全ての子ども

※上限額を超える保育料等及び通園送迎費、食材料費、行事費等などは、保護者の負担です。

#### （２）預かり保育料（「保育の必要性の認定」を受けた子どもが対象）

金額：月毎に（利用日数×450円）を上限に無償化（月額最大11,300円）

対象者：「保育の必要性の認定」を受けた3歳児から5歳児（小学校入学前まで）までの子ども

※市民税非課税世帯は満3歳から対象（次の3月分まで月額最大16,300円）

※「保育の必要性の認定」：就労（月64時間以上）等の要件に該当し、市から認定を受ける必要があります。

（手続きについては、裏面をご覧ください。）

# 【はじめにお読みください】

## 2 必要な手続き

幼稚園から配布された書類に必要事項を記入の上、幼稚園が定める期日までに、幼稚園へご提出ください。

### <配布書類>

#### ○全員、提出

##### (1) 入園料・保育料の無償化に関する書類

- ① [説明書類] 幼児教育・保育の無償化（入園料・保育料分）のご案内 **A1**
- ② [提出書類] 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号) **A2**

#### ○預かり保育を利用し「保育の必要性の認定」の要件に該当する方のみ提出

※「保育の必要性の認定」の要件については、下の①**B1**をご覧ください。

##### (2) 預かり保育料の無償化に関する書類

- ① [説明書類] 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）のご案内 **B1**
- ② [提出書類] 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) **B2**
- ③ [提出書類] 「保育の必要性の認定」の要件に応じた添付書類  
（「就労」の場合は「就労証明書」等、その他の要件の添付書類については**B1**をご覧ください）

市ホームページでも幼児教育・保育の無償化について掲載しています。

市ホームページ「幼稚園における幼児教育・保育無償化」はこちら⇒



#### 【問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1（千葉市役所 高層棟8階）

千葉市子ども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課 幼児教育振興班

電話 043-245-5100